

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	自然保護課	検索番号	3 - 7
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	9 - 1		
許認可等	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可				
(根拠規定)					
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律					
(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)					
第九条 学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。					
一 第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。					
二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。					
三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。					
2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に許可の申請をしなければならない。					
3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請に係る捕獲等又は採取等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の許可をしなければならない。					
一 捕獲等又は採取等の目的が第一項に規定する目的に適合しないとき。					
二 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき(生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合であって、環境省令で定める場合を除く。)					
三 捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。					
四 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保若しくは環境省令で定める区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。					
4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。					
5 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、鳥獣の保護、生態系の保護又は住民の安全の確保及び指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。					
6 環境大臣又は都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画が定められた場合において、当該特定鳥獣保護管理計画に係る特定鳥獣について第一項の許可をしようとするときは、当該特定鳥獣保護管理計画の達成に資することとなるよう適切な配慮をするものとする。					
7 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。					
8 第一項の許可を受けた者のうち、国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等をするものであるものとして環境大臣の定める法人は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者(以下「従事者」という。)であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。					
9 第一項の許可を受けた者は、その者又は従事者が第七項の許可証(以下単に「許可証」という。)若しくは前項の従事者証(以下単に「従事者証」という。)を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。					
10 第一項の許可を受けた者又は従事者は、捕獲等又は採取等をするときは、許可証又は従事者証を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。					

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	自然保護課	検索番号	3 - 7
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	9 - 1		
許認可等	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可				
11 第一項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、環境省令で定めるところにより、許可証又は従事者証(第四号の場合にあっては、発見し、又は回復した許可証若しくは従事者証)を、環境大臣又は都道府県知事に返納しなければならない。 一 次条第二項の規定により許可が取り消されたとき。 二 第八十七条の規定により許可が失効したとき。 三 第四項の規定により定められた有効期間が満了したとき。 四 第九項の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた後において亡失した許可証又は従事者証を発見し、又は回復したとき。					
12 第一項の許可を受けた者又は従事者は、捕獲等をするときは、その使用する猟具(環境省令で定めるものに限る。)ごとに、見やすい場所に、住所及び氏名又は名称その他環境省令で定める事項を表示しなければならない。					
13 第一項の許可を受けた者は、第四項の規定により定められた許可の有効期間が満了したときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までに、その許可に係る捕獲等又は採取等の結果を環境大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。					
14 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第五条第一項に規定する緊急指定種(以下「国内希少野生動植物種等」という。)に係る第一項の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等については、同法第十条第一項の許可を受けたとき、同法第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等としてするとき、又は同法第五十四条第二項の規定により国の機関若しくは地方公共団体が環境大臣に協議したときは、第一項の許可(環境大臣に係るものに限る。)を受けることを要しない。					
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則					
(許可を受けなければならない捕獲等の目的)					
第五条 法第九条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げる目的とする。					
一 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行					
二 傷病により保護を要する鳥獣の保護					
三 博物館、動物園その他これに類する施設における展示					
四 愛玩のための飼養					
五 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止					
六 鵜飼漁業への利用					
七 伝統的な祭礼行事等への利用					
八 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益上の必要があると認められる目的 (鳥獣の保護繁殖に重大な支障がある網又はわな)					
第六条 法第九条第一項第三号の環境省令で定める網又はわなは、かすみ網(はり網のうち柵糸を有するものをいう。第十七条において同じ。)とする。					
(捕獲等又は採取等の許可の申請等)					
第七条 法第九条第二項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする事由を証する書面(以下この条において「証明書」という。)を添えて、これを環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。ただし、自ら飼養するため、鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取をしようとする場合は、証明書を添えなくてもよい。					
一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)					
二 捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量					
三 捕獲等又は採取等の目的、期間、区域及び方法					

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	自然保護課	検索番号	3 - 7
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	9 - 1		
許認可等	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可				
<p>四 捕獲等又は採取等をした後の処置</p> <p>五 学術研究を目的として、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、研究の事項及び方法</p> <p>六 愛玩のための飼養を目的として、鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取をしようとする場合にあっては、申請者の属する世帯において現に飼養している鳥獣の種類及び数量並びに申請者が申請日以前五年の間に愛玩のための飼養を目的として法第九条第一項の許可を受けたことがあるときは当該許可に係る鳥獣の種類及び数量</p> <p>七 次に掲げる場所、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、その旨</p> <p>イ 鳥獣保護区</p> <p>ロ 休猟区</p> <p>ハ 公道</p> <p>ニ 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二十一条第一項の特別保護地区</p> <p>ホ 都市計画法(昭和三十四年法律第百号)第四条第六項の都市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で設けた園地であつて、囲い又は標識によりその区域を明示したものの</p> <p>ヘ 自然環境保全法(昭和三十七年法律第八十五号)第十四条第一項の原生自然環境保全地域</p> <p>ト 社寺境内</p> <p>チ 墓地</p> <p>八 狩猟免許を申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている場合にあっては、当該狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免許の番号及び交付年月日</p> <p>九 銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、当該銃器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。</p> <p>一 捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面</p> <p>二 銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面</p> <p>3 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の申請をしようとする者に対し同項の申請書及び前項の図面のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>4 法第九条第三項第二号の環境省令で定める場合は、人為的に導入された鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は今後被害が予測される地域において、当該鳥獣による当該生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合とする。</p> <p>5 法第九条第三項第四号の環境省令で定める区域は、第一項第七号ト及びチに掲げる区域とする。</p> <p>6 法第九条第七項の許可証の様式は、様式第一のとおりとする。</p> <p>7 法第九条第八項の規定による従事者証の交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。</p> <p>一 申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名</p> <p>二 捕獲等又は採取等に係る許可証の番号</p> <p>三 捕獲等又は採取等に従事する者の住所、氏名、職業及び生年月日</p> <p>8 環境大臣又は都道府県知事は、前項の申請をしようとする者に対し同項の申請書のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>9 法第九条第八項の従事者証の様式は、様式第二のとおりとする。</p>					

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	自然保護課	検索番号	3 - 7
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	9 - 1		
許認可等	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可				
10 法第九条第九項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を、交付を受けた環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。 一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 二 許可証又は従事者証の番号 三 許可証若しくは従事者証を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失した事情					
11 許可証の交付を受けた者は、その住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)を変更したときは、二週間以内にその旨を交付を受けた環境大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。					
12 許可証の交付を受けた法人は、従事者証に記載された者の住所又は氏名に変更があったときは、二週間以内にその旨を交付を受けた環境大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。					
13 許可証の交付を受けた者は、これを亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を交付を受けた環境大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第十項の申請をした場合は、この限りでない。					
14 許可証の交付を受けた法人は、従事者証を亡失した者があるときは、書面をもって遅滞なくその旨を交付を受けた環境大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第十項の申請をした場合は、この限りでない。					
15 許可証又は従事者証は、法第九条第十一项第一号から第三号までのいずれかに該当することとなった場合はその日から起算して三十日を経過する日までの間に、同項第四号に該当することとなった場合は速やかに、交付を受けた環境大臣又は都道府県知事に返納しなければならない。					
16 法第九条第十二項の環境省令で定める猟具は、網、わな及びつりばり又はとりもちを使用した猟具とする。					
17 法第九条第十二項の環境省令で定める事項は、許可証に記載された環境大臣又は都道府県知事名、許可の有効期間、許可証の番号及び捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類とする。					
18 前項の事項は、金属製又はプラスチック製の標識に、一字の大きさが縦一・〇センチメートル以上、横一・〇センチメートル以上の文字で記載しなければならない。					
19 法第九条第十三項の規定による報告は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした場所、その捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵の種類別の員数及び処置の概要について行うものとする。					
(許認可等の基準)					
第11次鳥獣保護事業計画					
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項					
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定					
(1) 許可しない場合の基本的考え方					
以下の場合にあっては、許可をしないものとする。					
捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。					
捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。					

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	自然保護課	検索番号	3 - 7
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	9 - 1	
許認可等	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可			
<p>鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。</p> <p>捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることにより、それらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。</p> <p>特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。</p> <p>法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。</p> <p>(2) 許可する場合の基本的考え方</p> <p>学術研究を目的とする場合 学術研究(環境省足環を用いる標識調査を含む。)を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの(外来鳥獣等に関する学術研究にあっては適切なもの)であって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。</p> <p>鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害(以下第四において「被害」という。)が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。特に、外来鳥獣等については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。</p> <p>特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合 個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との共存を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。</p> <p>その他特別な事由を目的とする場合 上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。また、鳥獣の愛玩飼養については、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取は許可しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合。2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的 鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的 博物館、動物園等の公共施設において、飼育展示するために捕獲又は採取する場合。4) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的 鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合。5) 鵜飼漁業への利用 鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合。6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的 伝統的な祭礼行事等に用いる場合。7) 前各号に掲げるもののほか、鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的				

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	自然保護課	検索番号	3 - 7
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	9 - 1	
許認可等	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可			
<p>環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合など。</p> <p>(3) わなの使用に当たっての許可基準 わなを使用した捕獲許可申請にあっては、以下の基準を満たすものとする。ただし、 1) のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合(の場合を除く) 1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。 2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。 イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合 くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、1) の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。 ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合 はこわなに限るものとする。</p> <p>(4) 許可に当たっての条件の考え方 捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。 特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。</p> <p>(5) 許可権限の市町長への委譲 法第9条第1項の規定に基づく鳥獣の捕獲等の許可に関する事務のうち、次に掲げるものに係るもの(2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。)は、市町長に委譲する。(愛媛県事務処理の特例に関する条例により平成12年4月1日委譲) 1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で行う狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト(ドバト)、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マンガース及びノヤギの捕獲(国有林野又は県有林の区域内において国又は県が行うものを除く。) 2) 飛行場の区域内における航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲 市町長が行う事務処理について、法、規則、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)及び本鳥獣保護事業計画に従った適切な業務の施行及び知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言するものとする。 市町長は被害等の発生度の高い鳥獣の捕獲許可について、被害等の調査を早急に行い、効果が上がるように迅速に実施し、その他の有害鳥獣の捕獲許可は、その都度実態を把握し、実情に応じた措置を講ずるものとする。 捕獲等又は採取等の許可にあたっての条件は、期間の限定、区域の限定、捕獲の方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮、猟具への標識の装着などについて付すものとする。</p>				

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	自然保護課	検索番号	3 - 7
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	9 - 1		
許認可等	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可				
<p>捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町を含み申請が多数必要になる場合には、市町間の連携を図るなどにより制度の合理的な運用を図り、申請者に手続き上過度の負担を課すことのないよう配慮するものとする。</p> <p>(6) 捕獲実施に当たっての留意事項</p> <p>捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。</p> <p>また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。</p> <p>猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする(ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあつては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。)</p> <p>ツキノワグマの生息地域であつて錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実状を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導するものとする。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努めるものとする。</p> <p>(7) 捕獲物又は採取物の処理等</p> <p>捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする。(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。)さらに、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。</p> <p>また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標(製品タグ)の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。</p> <p>なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。</p> <p>さらに、錯誤捕獲した個体については、原則として所有及び活用はできないこと、狩猟鳥獣以外にあつては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。</p> <p>ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めるものとする。</p> <p>(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集</p> <p>鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。また、錯誤捕獲の情報についても収集に努めるものとする。</p> <p>特に、傷病鳥獣の保護捕獲にあつては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。</p>					

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	自然保護課	検索番号	3 - 7
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	9 - 1	
許認可等	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可			
<p>また、必要に応じて捕獲等又は採取等の実施への立会等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。</p> <p>(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 地域における生息数が少ない等の理由から保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整するなど適正な捕獲が行われるよう計画的に行わせるものとする。このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を、被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させるなど、生息数の確保に努めることも検討するものとする。</p> <p>3 学術研究を目的とする場合</p> <p>(1) 学術研究</p> <p>研究の目的及び内容 次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。</p> <p>1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。 ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。</p> <p>2) 鳥獣の捕獲等又は鳥獣の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。 また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。</p> <p>4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として一般に公表されるものであること。</p> <p>許可対象者 理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者</p> <p>鳥獣の種類・数 必要最小限の種類又は数(羽、頭、個)。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽、頭、個)とする。</p> <p>期間 1年以内</p> <p>区域 必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域(当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。)並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。</p> <p>方法 次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。</p> <p>2) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。</p> <p>捕獲等又は採取等後の措置 原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。</p> <p>1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるもの</p>				

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	自然保護課	検索番号	3 - 7
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	9 - 1	
許認可等	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可			
<p>であること。</p> <p>2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。</p> <p>3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。</p> <p>なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。</p> <p>(2) 標識調査(環境省足環を装着する場合)</p> <p>許可対象者 国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者(委託を受けた者から依頼された者を含む。)</p> <p>鳥獣の種類・数 原則として、標識調査を主たる業務として実施している者にあつては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては、同各1,000羽以内、その他の者にあつては、同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。</p> <p>期間 1年以内</p> <p>区域 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。</p> <p>方法 原則として、網、わな又は手捕とする。</p> <p>4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合</p> <p>(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方 本県における野生鳥獣による農林作物被害は、中山間地域を中心に拡大しており、鳥類ではヒヨドリ、カラスなど、哺乳類ではイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなどによる果樹、野菜、林産物、水稲への被害が大きい。</p> <p>特に県内全域に分布するイノシシ及び南予等各地に広がるニホンジカによる被害は、従来の防除及び有害鳥獣捕獲対策だけでは対応できない状況である。</p> <p>このため、有害鳥獣捕獲の実施にあたっては、有害鳥獣捕獲許可権限を有する市町に対し、的確な被害状況の把握と迅速な対応を求め、有害鳥獣捕獲効果の確保に努めるとともに、農林水産業と鳥獣の保護との両立を図るため、県と関係機関との連携のもと、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。</p> <p>また、県民に対しては、人間生活に伴い排出される生ゴミや安易な餌付け等が野生鳥獣による被害の誘因となっていることから、被害を生じさせないよう意識啓発に努めるものとする。</p> <p>(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成 県内全域での年間を通じての被害発生予察については、鳥獣の生息状況、過去の被害の状況から次の予察表及び予察地図のとおりとなる。</p> <p>予察表 被害発生予察地図 予察表に係る方針等 被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲(以下「予察捕獲」と</p>				

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	自然保護課	検索番号	3 - 7
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	9 - 1	
許認可等	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可			
<p>いう。)は、予察表及び被害発生予察地図に基づき、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。</p> <p>予察表の作成にあたっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実状に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことができる者の意見を聴き、調査及び検討を行うものとする。</p> <p>また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付け状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。なお、捕獲等又は採取等の数の上限を設定するなど、許可の方針を明らかにするものとする。さらに、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。</p> <p>なお、予察表及び予察計画の作成・検討等、予察捕獲の実施に係る調整については、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。)に基づき設置された「鳥獣被害防止対策協議会」において行うことができるものとし、同法に基づく被害防止計画等との整合性を図るものとする。</p> <p>(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定</p> <p>方針</p> <p>有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。</p> <p>狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、ウソ、オナガ、ニホンザル、特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣等(タイワンシロガシラ、カワラバト(ドバト)、ノヤギ等)以外の鳥獣については、被害等が生じることは稀であることから、これらの鳥獣についての捕獲許可は、被害の実態を十分調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可するなど、特に慎重に取り扱うものとする。</p> <p>また、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。</p> <p>なお、外来鳥獣による農林水産業又は生態系に係る被害の防止を図る場合にあつては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。</p> <p>おつて予察捕獲については、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほどの強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。</p> <p>許可対象者</p> <p>原則として次の要件を満たす者から選択するものとする。また、有害鳥獣捕獲実施者の数は、必要最小限にとどめるものとする。</p> <p>1) 被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人又は法人(法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。)</p> <p>2) 狩猟免許を有する者</p> <p>ただし、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができることと認められる場合にあつては、次に掲げるとき等は狩猟免許を有していない者にも許可することができるものとする。</p>				

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	自然保護課	検索番号	3 - 7
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	9 - 1	
許認可等	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可			
<p>ア 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合。</p> <p>イ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、シカその他の鳥獣を捕獲する場合。</p> <p>ウ 法人に対する許可であって、次の要件をすべて満たしたうえで、狩猟免許を有していない者を補助者として含む場合。</p> <p>なお、この場合は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。</p> <p>(ア) 銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれていること。</p> <p>(イ) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていること。</p> <p>(ウ) 狩猟免許を有する従事者の監督下で捕獲を行うこと。</p> <p>3) 規則第67条第2項に該当する者</p> <p>4) 被害等市町内若しくはその周辺に居住し、必要に応じ迅速に有害鳥獣捕獲活動に従事できる者</p> <p>鳥獣の種類・数</p> <p>1) 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。</p> <p>2) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害等を発生させている鳥類を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合、又は建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合のみに行うものとする。</p> <p>3) 捕獲等又は採取等の数は、被害等の防止、軽減の目的を達成するために必要最小限の数(羽、頭、個)とする。</p> <p>ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、1)から3)は適用しない。</p> <p>期間</p> <p>1) 原則として、被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とするものとする。</p> <p>2) 原則として、捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。</p> <p>3) 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、被害が甚大である等やむを得ない場合に行うものとし、狩猟期間中は一般の狩猟と、また、狩猟期間前後は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査し、適切に対応するものとする。</p> <p>4) 予察捕獲の許可については、上記1)から3)にかかわらず被害発生予察表に基づき計画的に捕獲を行うものとする。</p> <p>区域</p> <p>1) 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。</p> <p>2) 被害等が複数の市町にまたがって発生する場合には、被害等の状況に応じ市</p>				

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	自然保護課	検索番号	3 - 7
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	9 - 1		
許認可等	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可				

町を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施できるよう該当市町において協議を行うものとする。また、被害等が周辺の県にまたがって発生する場合には、関係する県と共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施するなど連携を図るものとする。

- 3) 特定猟具(銃)使用禁止区域、特定猟具(銃)使用制限区域及び捕獲禁止場所において許可する場合は、危険防止を徹底するとともに、鳥獣保護区及び休猟区において許可する場合は、特に有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の保護管理の適正な実施が確保されるよう慎重に取り扱うとともに、第三者に疑惑を持たれる等のおそれのないよう処置するものとする。

方法

- 従来捕獲等又は採取等の実績を考慮した、最も効果があり、安全性が確保できる方法とする。ただし、法第36条及び規則第45条に規定する手段は、許可しないものとする。なお、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。
- 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。
- 鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては、禁止された鉛製銃弾を使用しないものとする。
なお、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。
- 捕獲対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法をとる場合は、結果として被害等の発生を遠因を生じさせないよう注意を払うものとする。

その他

- 許可を受けた有害鳥獣捕獲期間内に目的が達成できない場合は、再度許可することができる。
- 松山空港の区域内において、航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣を捕獲する場合には、本許可基準にかかわらず許可できるものとする。

(第15表)

許可権者	鳥獣名	許 可 基 準						被害農林水産物等	備 考
		方法	区域	時期	日 数	捕獲羽(頭)数	許可対象者		
市町長	スズメ	銃器・網	被害等区域	随 時	60日以内 被害が甚大で長期にわたる場合は、90日以内	被害等の防止の目的を達成するために必要最小限の羽(頭、個)数	被害者又は被害者から依頼された者	水稲	
	ヒヨドリ	銃 器						果樹、畑作物等	
	カラス	銃器・わな						水稲、畑作物、人畜、施設等	
	カウラバト(ドバト)	銃器・わな						果樹、畑作物、施設等	
	イノシシ	銃器・わな						水稲、サケ、ワケ、畑作物、果樹、サ、ヒメ、施設等	
	ノウサギ	銃器・わな						造林木	
	ニホンザル	銃器・わな						果樹、サケ、ワケ、水稲、畑作物、人畜、施設等	
	ルビシ	銃器・わな						果樹、畑作物、サケ等	
	タヌキ	銃器・わな						果樹、畑作物、人畜等	
	ニホンジカ	銃器・わな						造林木、果樹、畑作物等	
その他	地域の特異性や被害等の状況に応じて効果的な捕獲方法を検討し、個別に対処する。								

予察捕獲の場合は、上記基準に関わらず、被害発生予察に基づき計画的に捕獲を行うものとする。

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	自然保護課	検索番号	3 - 7
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	9 - 1	
許認可等	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可			
<p>(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等 方針 有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、農林水産業関係者等に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底及び指導・助言に努めるとともに、必要に応じて次に掲げる措置を実施するものとする。 特に、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するものとする。</p> <p>1) 捕獲隊の編成 銃器による捕獲を行う場合は、捕獲を円滑に行い、捕獲効果を高めるとともに、銃器による危険を防止するため、捕獲隊(有害鳥獣捕獲を目的に編成された隊をいう。以下同じ。)を編成するものとし、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊(鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。)と連携を図るものとする。その際、捕獲隊員等の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等を隊員として編成するものとする。なお、当該市町内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町の境界を越えた広域の捕獲隊を編成するものとし、その実施者の養成・確保に努めるものとする。 また、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来の取組に加え、新たな捕獲の担い手を育成する取組を推進するよう努めるものとする。</p> <p>2) 共同捕獲の実施 わなによる捕獲を行う場合は、わなの管理及び捕獲鳥獣の処理等を適正かつ安全に行う観点から共同捕獲に努めるものとする。</p> <p>3) 関係者間の連携強化及び被害防止体制の充実 被害等の防除対策にあつては、関係者が連携して円滑に捕獲を実施するため、地区鳥獣害防止対策協議会等を中心に連携の強化に努めるとともに、被害等が慢性的に発生している地域にあつては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等の防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の一般への情報提供によりの確な情報伝達及び効果的な被害防止対策が図られるよう努めるものとする。</p> <p>5 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合 個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、次の許可基準によるほか、法第7条第1項に基づき知事が作成した特定鳥獣保護管理計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。</p> <p>(1) 許可対象者 原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合は第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者)又は銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許若しくはわな猟免許を所持する者とする。 また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。 さらに、実施者の数は、必要最小限とするとともに、被害等の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択されるよう指導するものとする。</p> <p>(2) 鳥獣の種類・数 捕獲等又は採取等の数は、特定鳥獣保護管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数(羽、頭、個)とする。</p> <p>(3) 期間</p>				

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	自然保護課	検索番号	3 - 7		
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	9 - 1				
許認可等	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可						
<p>特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、特定鳥獣保護管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。</p> <p>捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。</p> <p>狩猟期間中は一般の狩猟と、また、狩猟期間前後は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲等又は採取等の必要性を十分に審査するなど、適切に対応すること。</p> <p>(4) 区域 特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とする。</p> <p>(5) 方法 従来捕獲等又は採取等の実績を考慮した、最も効果があり、安全性が確保できる方法とする。ただし、法第36条及び規則第45条に規定する手段は、許可しないものとする。なお、法第37条の規定により環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。</p> <p>空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。</p> <p>また、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては、禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。</p> <p>なお、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鉛が暴露する構造・素材の装弾はしないよう努めるものとする。</p> <p>さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法をとる場合は、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう注意を払うものとする。</p> <p>6 その他特別の事由の場合 それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によるものとする。</p>							
(第16表)							
目的	許可権者	許可基準					
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法	留意事項
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先機関の職員を含む。)	必要と認められる種類及び数 (羽頭個)	1年以内	申請者の職務上必要な区域	原則として、法第12条第1項第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。	
傷病により保護を要する鳥獣の保護	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先機関の職員を含む。)、鳥獣保護員その他許可必要と認められる者	必要と認められる区域					
博物館、動物園その他これに類する施設における展示	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	6ヶ月以内	必要と認められる区域(原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。)				

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	自然保護課	検索番号	3 - 7		
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	9 - 1				
許認可等	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可						
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	知事	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数(羽個)とし、放鳥を目的とする場合は放鳥対象地の個体とする。	6ヶ月以内	必要と認められる区域(原則として規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。)	網、わな又は手捕	放鳥を目的とする場合は放鳥対象地の個体とする。
鱒・河魚業への利用		鱒・河魚業者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の数(羽)			手捕、ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。	
伝統的な祭祀行事等に用いる目的		祭祀行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(狩猟等他の目的による捕獲又は罾猟により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)	必要最小限の種類及び数(羽頭個)	1ヶ月以内		原則として、法第12条第1項第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。	捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。(致死させる事によらなければ、行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)
その他鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的		捕獲等又は罾猟等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。 環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の自跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うこととする。 特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断するものとする。					